

緊急事態宣言に伴う市の対応を 5 月 31 日まで延長します

国および兵庫県の新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、三木市では 5 月 2 日（土）午前 9 時から第 18 回新型コロナウイルス対策本部会議を開催しました。その中で、感染予防として 5 月 6 日（水）まで実施予定の公共施設の休館・利用制限と市職員の交代制勤務を 5 月 31 日（日）まで延長することを決定しましたので、お知らせします。

1 期 間

令和 2 年 5 月 7 日（木）から 5 月 31 日（日）まで

○今後の発生状況により変更する場合があります。

2 市内公共施設の休館・利用制限について

- ・市内公共施設は屋内・屋外とも原則として閉鎖する。
- ・社会福祉施設などは可能な限り利用の自粛を要請する。
- ・地域の自治会公民館などの閉鎖を要請する。

3 市職員の勤務体制について

○感染拡大防止の観点から、市職員の 2 交代制を維持します。

- ・現在実施している隔日勤務だけでなく、サテライトオフィスを活用した勤務や時差出勤などを取り入れ、業務を推進します。
- ・サテライトオフィスなどで従事する者は、担当業務だけでなく、対応を急ぐ業務（特別定額給付金の申請書発送など）の応援に当たるなど、部署間での応援体制を整備します。
- ・消防業務などについては対象外とします。また、市民の皆様にはご不便をおかけしますが、可能な限り市役所への来庁を控えていただくようお願いいたします。特に、連休明け〔5 月 7 日（木）、8 日

(金)、11日(月)、12日(火)]の窓口業務は込み合うことが予想されますので、ご理解とご協力をお願いします。

- ・ 窓口業務は通常どおり月曜日から金曜日です(祝日を除く)。
- ・ 第2土曜開庁の時間および実施業務は従来のとおりです。

問い合わせ先 三木市総合政策部危機管理課
電話 0794-82-2000 (内線 2430)